

証券コード 6184
2024年4月2日
(電子提供措置の開始日2024年3月28日)

株 主 各 位

東京都中央区京橋二丁目14番1号
株式会社鎌倉新書
代表取締役会長CEO 清水 祐孝

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.kamakura-net.co.jp/ir/library/meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



なお、当日のご出席に代えて、インターネット等又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年4月18日（木曜日）午後6時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年4月19日（金曜日）午前10時
(受付開始時刻 午前9時30分)
2. 場 所 東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル2F
ベルサール八重洲 A+B+Cルーム
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項 報告事項

1. 第40期（2023年2月1日から2024年1月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第40期（2023年2月1日から2024年1月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以上

~~~~~  
○当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○当社は法令及び定款第18条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、連結注記表及び個別注記表はインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求された株主に交付する書面に記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、当社ウェブサイトに掲載した連結注記表及び個別注記表を含んでおります。

○電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット等上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を記載させていただきます。

○総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

#### <決議ご通知及び株主通信の掲載のお知らせ>

当社では昨年度より、昨今のインターネット等やスマートフォンの普及及び地球環境への配慮の観点から、「定時株主総会決議ご通知」は当社ウェブサイト（<https://www.kamakura-net.co.jp/ir/library/meeting/>）への掲載のみとし、紙面による発行は取りやめております。

これにともない、「株主通信」につきましても、当社ウェブサイトにて開示させていただきます。

株主の皆様におかれましては、何卒ご理解をいただきますとともに、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### ● 決議ご通知



#### ● 株主通信

『Business Report』



上記QRコードを読み取り、アクセスをお願いいたします。

# 議決権行使についてのご案内

## ■ 事前に議決権を行使いただく場合



### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

**行使期限**

2024年4月18日(木曜日)  
午後6時30分到着分まで



### インターネットによる議決権行使

パソコンをご利用の方は、議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスしていただくことで議決権を行使できます。詳細は次頁のご案内をご高覧のうえ、画面の案内にしたがって賛否を入力してください。

スマートフォンをご利用の方は、議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことで議決権を行使できます。詳細は同封の「『スマートフォン行使』の使い方」をご高覧のうえ、画面の案内にしたがって賛否を入力してください。

**行使期限**

2024年4月18日(木曜日)  
午後6時30分行使分まで

## ■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくと共に同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**開催日時**

2024年4月19日(金曜日)  
午前10時(受付開始 午前9時30分)

### ① ご注意事項

※書面(議決権行使書)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとしてお取扱いいたします。

※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとしてお取扱いいたします。

※議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。

※当社では、定款第16条の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。

機関投資家の皆様へ

株式会社 ICJ が運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

# ●インターネットによる議決権行使について●

## パソコン等による方法



### 行使期限

2024年4月18日(木曜日)  
午後6時30分行使分まで

パソコン等から、議決権行使ウェブサイト  
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

## ①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

\*\*\* ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! \*\*\*

- 本サイトのご利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよくお読みいただき、ご了承いただける方は【次へすすむ】ボタンをクリックしてください。
- 画面を離れる場合は、Webブラウザを閉じてください。

<その他のご案内>

- 送付ご通知等の電子配信ご利用のお届出の確定手続きはこちらをクリックしてください。
- 送付ご通知の電子配信を行っている期間をご所望の方で、すでに登録したいメールアドレスなどの変更・電子配信の停止を希望される場合は、[こちら](#)をクリックしてください。

「次へすすむ」をクリックしてください。

## ②ログインする

\*\*\* ログイン \*\*\*

- 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載してあります。  
(電子メールにより招集ご通知を受領されている株主様の場合は、招集ご通知電子メール本文に記載しております)

議決権行使コード:

同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

以降は画面の案内に従って  
ご入力ください。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

その他のご照会

- 証券会社に口座をお持ちの株主様  
お取引の証券会社宛てにお問い合わせください。
- 証券代行会社に口座のない株主様

議決権行使について

☎ 0120-652-031 (9:00 ~ 21:00)

☎ 0120-782-031 (土日休日を除く9:00~17:00)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、将来の企業成長と経営基盤の強化のための内部留保を確保し、株主に継続的に配当を行うことを基本方針としております。

第40期の期末配当につきましては、以下の内容といたしたく、ご承認をお願いするものであります。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
  - ① 当社普通株式1株につき金 4.0円
  - ② 配当総額 148,212,304円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2024年4月22日

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。本議案において監査等委員である取締役を除いた取締役に以下単に「取締役」といいます。）全員（4名）は任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、社外取締役に委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である指名報酬諮問委員会からの答申を踏まえ、本人の経歴等を総合的に勘案し、取締役会で決定しております。また監査等委員会においても検討がなされましたが、特段の意見はありませんでした。

取締役の候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 |    | 氏名                    | 現在の当社における地位  | 2023年度取締役会出席状況   | 在任年数 |
|-------|----|-----------------------|--------------|------------------|------|
| 1     | 再任 | し みず ひろ たか<br>清 水 祐 孝 | 当社代表取締役会長CEO | 15/15回<br>(100%) | 29年  |
| 2     | 再任 | こ ばやし ふみ お<br>小 林 史 生 | 当社代表取締役社長COO | 15/15回<br>(100%) | 6年   |
| 3     | 新任 | やま だ こう し<br>山 田 浩 司  | —            | —                | —    |
| 4     | 再任 | よ ご くに ひこ<br>余 語 邦 彦  | 当社社外取締役      | 15/15回<br>(100%) | 4年   |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                  | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当<br>社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                                                                          | し みず ひろ たか<br>清 水 祐 孝<br>(1963年1月24日) | 1986年4月 国際証券株式会社入社<br>1990年1月 当社入社<br>1995年6月 当社取締役<br>2002年3月 当社代表取締役社長<br>2013年12月 公益財団法人つなぐいのち基金理事<br>2016年2月 当社執行役員<br>2017年9月 当社代表取締役会長<br>2019年2月 当社代表取締役社長<br>2019年2月 株式会社ハウスボートクラブ取締役(現任)<br>2019年4月 当社代表取締役社長兼会長CEO<br>2019年5月 公益財団法人つなぐいのち基金代表理事<br>2019年9月 株式会社アックスコンサルティング取締役<br>2020年4月 当社代表取締役会長CEO(現任)<br>2022年2月 公益財団法人つなぐいのち基金理事(現任)<br>2022年4月 内部監査室 管掌(現任)<br>2023年6月 株式会社エイジプラス取締役(現任) | 11,383,944株    |
| <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>清水祐孝氏は、2002年3月より最高経営責任者として、経営の指揮及び監督を適切に行い、終活業界を牽引してまいりました。また、豊富な業務経験及び経営全般に関する高い知見と能力を有しております。</p> <p>以上のことから、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き同氏を取締役候補者いたしました。</p> |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                        | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当<br>社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2                                                                                                                                                                                                | こ ぼやし ふみ お<br>小 林 史 生<br>(1974年2月15日) | 1998年4月 日産トレーディング株式会社<br>入社<br>2000年8月 楽天株式会社入社<br>2008年10月 米国 LinkShare<br>Corporation<br>(現Rakuten Marketing)<br>Vice President<br>2011年4月 米国 Rakuten.com<br>President<br>2017年6月 当社入社<br>当社執行役員<br>2018年4月 当社取締役<br>2019年2月 株式会社ハウスポートクラブ<br>取締役(現任)<br>2019年4月 当社代表取締役COO<br>2020年4月 当社代表取締役社長COO<br>(現任)<br>2021年8月 株式会社エイジプラス取締役<br>2022年9月 事業部門、プロダクト開発部<br>門 管掌(現任)<br>2023年6月 株式会社エイジプラス代表取<br>締役(現任) | 120,000株       |
| <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>小林史生氏は、2018年4月に当社取締役、そして2019年4月より当社代表取締役を務め、経営トップとしての手腕を発揮しております。また、豊富な業務経験及び経営全般に関する高い知見と能力を有しております。</p> <p>以上のことから、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き同氏を取締役候補者いたしました。</p> |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                |



| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社の株<br>式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 3                                                                                                                                                                                         | やま だ こう し<br>山 田 浩 司<br>(1969年11月13日) | 1993年4月 株式会社日本興業銀行（現株式<br>会社みずほ銀行） 入行<br>1999年4月 ゴールドマンサックス証券株式<br>会社ヴァイスプレジデント<br>2002年7月 ドイツ証券株式会社ヴァイスプ<br>レジデント<br>2004年7月 リーマンブラザーズ証券株式会<br>社ヴァイスプレジデント<br>2006年4月 株式会社レイコフ経営企画本部<br>長<br>2007年10月 株式会社ジーシーエム取締役ア<br>セットマネジメント部門長<br>2012年7月 株式会社アーク 執行役員兼海<br>外事業本部副本部長<br>2013年4月 英国アーク出向同社取締役<br>2018年4月 株式会社アーク内部監査室長<br>2021年3月 株式会社グッドライフカンパニ<br>ー取締役管理本部長兼財務管理<br>部長<br>2022年10月 株式会社グッドライフカンパニ<br>ー取締役管理本部長 | 一株                 |
| <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>山田浩司氏は、これまで金融機関において株式営業事務、アナリスト・リサーチ業務などに関して豊富な実務経験があり、事業再生計画立案、経営企画、その他経営管理業務全般に関する高い見識を有しております。</p> <p>以上のことから、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、同氏を取締役候補者といたしました。</p> |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                    |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する<br>当社の株<br>式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 4                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | よ ぐ に ひ<br>余 語 邦 彦<br>(1956年11月11日) | 1983年4月 科学技術庁 原子力局政策課入<br>庁<br>1990年12月 マッキンゼー・アンド・カンパ<br>ニー・インク・ジャパン入社<br>2000年5月 株式会社光通信取締役副社長<br>(c o - C E O)<br>2003年8月 株式会社産業再生機構執行役員<br>2004年5月 カネボウ化粧品株式会社取締役<br>兼代表執行役会長・最高経営責<br>任者 ( C E O)<br>2006年6月 アルゼ株式会社代表取締役・最<br>高経営責任者 ( C E O)<br>2008年4月 ビジネス・ブレイクスルー大学<br>大学院教授 (現任)<br>2012年2月 大阪市・大阪府特別顧問<br>2020年4月 当社社外取締役 (現任) | 29,200株            |
| <p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割]</p> <p>余語邦彦氏は、2020年4月より当社社外取締役を務め、社外取締役として経営全般に対する助言並びに当社組織及び事業に対する多角的な見地からの助言を行っております。また、豊富な業務経験及び経営全般に関する高い知見と能力を有しております。</p> <p>同氏には、複数の上場会社の経営に携わった長年の豊富な経験と幅広い見識に基づく多角的な見地からの助言により、当社事業の収益強化に貢献されることを期待しております。</p> <p>以上のことから、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き同氏を社外取締役候補者といたしました。</p> |                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                    |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 余語邦彦氏は社外取締役候補者であります。
3. 余語邦彦氏の選任が承認された場合には、同氏は、引き続き東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。
4. 余語邦彦氏は2020年4月から当社社外取締役に就任しており、その就任期間は、本総会終結の時をもって4年間であります。
5. 当社は、余語邦彦氏との間で、同氏に期待された役割を十分に発揮していただけるように、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令が定める最低限度額とする責任限定契約を締結しております。再任候補者である同氏について選任が承認され就任した場合は、同内容の契約を継続する予定であります。

6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、取締役等の被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求された場合の当該被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとしており、保険料は全額当社負担としております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約については、任期途中で同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役（本議案において以下「監査等委員」といいます。）全員（3名）は任期満了となりますので、監査等委員3名の選任をお願いするものであります。

本議案については、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である指名報酬諮問委員会からの答申を踏まえ、候補者の経歴等を総合的に勘案し、取締役会において決定しております。また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員の候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 |    | 氏名                     | 現在の当社における地位   | 2023年度取締役会出席状況   | 2023年度監査等委員会出席状況 | 在任年数 |
|-------|----|------------------------|---------------|------------------|------------------|------|
| 1     | 再任 | しんもり きみお夫<br>新 森 公 夫   | 当社社外取締役・監査等委員 | 15/15回<br>(100%) | 16/16回<br>(100%) | 2年   |
| 2     | 再任 | か わい じゅん こ子<br>河 合 順 子 | 当社社外取締役・監査等委員 | 15/15回<br>(100%) | 15/16回<br>(93%)  | 8年   |
| 3     | 新任 | しもむら あけみ美<br>下 村 朱 美   | —             | —                | —                | —    |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当<br>社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | しん もり きみ お<br>新 森 公 夫<br>(1952年12月28日) | 1977年4月 プライスウォーターハウス会<br>計事務所入所<br>2009年2月 公認会計士登録<br>2009年2月 新森公認会計士事務所所長<br>(現任)<br>2009年3月 株式会社ウイルコ(現株式会<br>社ウイルコホールディング<br>ス) 内部監査室長<br>2010年12月 公認内部監査人登録<br>2011年11月 株式会社ウイルコ(現株式会<br>社ウイルコホールディング<br>ス) 業務管理部長<br>2014年11月 同社安心品質推進部長<br>2019年1月 株式会社ゆたかカレッジ監査<br>役<br>2020年8月 シーオス株式会社IPO/内部統<br>制準備室<br>2022年4月 当社社外取締役・監査等委員<br>(現任) | -株             |
| <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>新森公夫氏は、組織内の公認会計士として複数の企業での経理財務部門での勤務経験があるほか、上場企業の内部監査部門での豊富な経験も有しており、それらに対する専門的な知見を有しております。</p> <p>同氏には、複数の会社の管理部門に携わった長年の豊富な経験と幅広い見識に基づく多角的な見地からの助言により、コーポレート・ガバナンスの強化に貢献されることを期待しております。</p> <p>なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、専門分野に関する幅広い経験を踏まえ、客観的な視点から社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p> |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                               | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当<br>社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                                                                       | か わい じゅん こ<br>河 合 順 子<br>(1974年12月10日) | 2004年10月 弁護士登録、梅ヶ枝中央法律事務所(現弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所)入所(現任)<br>2010年5月 デューク大学ロースクール修士課程(LL.M)修了<br>2010年8月 マスダ・フナイ・アイファードミッチェル法律事務所(シカゴ)勤務<br>2011年7月 ニューヨーク州弁護士登録<br>2011年12月 君合法律事務所(北京)勤務<br>2013年6月 北京大学ロースクール修士課程修了<br>2015年1月 当社社外監査役<br>2016年4月 当社社外取締役・監査等委員(現任)<br>2018年3月 株式会社ブルーライン・パートナーズ社外監査役(現任)<br>2019年6月 株式会社ココカラファイン(現株式会社マツキヨココカラ&カンパニー)社外取締役(現任)<br>2022年2月 サムティ株式会社社外取締役(現任)<br>2023年4月 MIC株式会社社外監査役(現任) | 一株             |
| <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>河合順子氏は、弁護士として国内外の幅広い業務を経験し、法律の専門家として様々な助言を行っております。</p> <p>同氏には、特に法務的観点から、コーポレート・ガバナンスの強化に貢献されることを期待しております。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、専門分野に関する幅広い経験を踏まえ、客観的な視点から社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p> |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                  | 氏名<br>(生年月日)                    | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当<br>社の株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                      | しもむらあけみ<br>下村朱美<br>(1957年3月20日) | 1984年3月 株式会社シェイプアップハウス設立代表取締役<br>1986年11月 株式会社ミス・パリ設立代表取締役(現任)<br>2004年7月 特定非営利活動法人ソワンエステティック協会設立(現日本SPA・ウエルネス協会)理事長(現任)<br>2008年4月 学校法人ミスパリ学園設立理事長(現任)<br>2014年4月 一般社団法人東京ニュービジネス協議会会長(現顧問)<br>2014年4月 公益社団法人日本ニュービジネス協議会連合会副会長(現任)<br>2017年3月 公益財団法人つなぐいのち基金理事(現任)<br>2017年7月 一般財団法人下村教育財団代表理事(現任) | 一株             |
| <p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割]</p> <p>下村朱美氏は、長年にわたる事業運営による経営に関する豊富な経験と見識を有しております。同氏には、複数の企業経営に関する経験と幅広い見識に基づく多角的な見地からの助言により、当社事業の収益強化に貢献されることを期待しております。</p> <p>以上のことから、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、同氏を社外取締役候補者といたしました。</p> |                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 新森公夫氏、河合順子氏及び下村朱美氏は社外取締役候補者であります。また、各氏の選任が承認された場合には、新森公夫氏及び河合順子氏は、引き続き東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。また、下村朱美氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。
3. 新森公夫氏は2022年4月から当社社外取締役・監査等委員に就任しており、その就任期間は、本総会終結の時をもって2年間であります。河合順子氏は2016年4月から当社社外取締役・監査等委員に就任しており、その就任期間は、本総会終結の時をもって8年間であります。
4. 当社は、新森公夫氏、河合順子氏との間で、各氏に期待された役割を十分に発揮していただけるように、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令が定める最低限度額とする責任限定契約を締結しております。各氏について選任が承認され就任した場合は、同内容の契約を継続する予定であります。下村朱美氏については選任が承認され就任した場合、同内容の契約を締結する予定であります。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、取締役等の被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求された場合の当該被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとしており、保険料は全額当社負担としております。各氏について選任が承認され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約については、任期途中で同内容での更新を予定しております。

以 上

<ご参考>

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の役員に関するスキルマトリクス

※各候補者に特に期待する分野を3つまで記載しております。

| 取締役氏名 | 監査等委員 | 社外取締役 | 企業経営 | マーケティング/営業 | IT | ガバナンス | 財務会計 | 法務コンプライアンス |
|-------|-------|-------|------|------------|----|-------|------|------------|
| 清水祐孝  |       |       | ○    |            | ○  | ○     |      |            |
| 小林史生  |       |       | ○    | ○          | ○  |       |      |            |
| 山田浩司  |       |       | ○    |            |    | ○     | ○    | ○          |
| 余語邦彦  |       | ●     | ○    | ○          |    | ○     |      |            |
| 新森公夫  | ●     | ●     |      |            |    | ○     | ○    | ○          |
| 河合順子  | ●     | ●     |      |            |    | ○     |      | ○          |
| 下村朱美  | ●     | ●     | ○    | ○          |    | ○     |      |            |

(注) 余語邦彦氏、新森公夫氏、河合順子氏及び下村朱美氏は社外取締役であります。

# 事業報告

(2023年2月1日から  
2024年1月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたことにより社会経済活動の正常化が本格化し、全体としては緩やかな回復基調が続いたものの、先行きについては、ウクライナ情勢の長期化と、世界的な金融引き締めが続く中、物価の上昇、為替や金融資本市場の変動などの影響に注視を要する状況にあります。

当社グループはわが国の高齢社会の進展に伴うさまざまな社会課題の解決をミッションとして、さまざまな情報やサービスを提供しています。長期にわたる高齢化の進展や、少子化・都市への人口集中など日本社会を取り巻く大きな環境の変化は、家族関係の変化や単身世帯の増加などを生み出しており、そうしたことを背景にいわゆる「終活」に対する社会的関心は高まりを見せております。

このような状況のなか、当社グループは、従前からのお墓・仏壇・葬儀といった事業に加え、相続や不動産等のアセットマネジメント事業、介護事業、単身高齢者向け事業、全国の地方自治体との取り組みである官民協働事業など新たなサービスを積極的に行うことで、わが国における「終活インフラ（＝国民の生活と支える基盤）」づくりを目指しております。当期においては、従前からの事業での大幅なオペレーションの改善を行い、新たな成長への足掛かりを得ることができました。また、新たな事業であるアセットマネジメント事業の成長や、介護事業の収益改善などを得ることができました。官民協働事業においては高齢社会の生み出すさまざまな社会課題の解決を行うべく、日本全国の数多くの地方自治体と共同でさまざまな事業を推進しています。それはスタート当初の「おくやみハンドブック」「エンディングノート」等を協働刊行から、クラウドサービスの提供、そして「お悔みコーナー」の受託など死後手続きのワンストップ化（DX領域）へと広がりを見せています。また、当期はさらなる成長を目的として大規模なシステム開発を行っており、当連結会計年度から順次稼働しています。



この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は5,859,844千円（前年同期比17.1%増）、営業利益816,219千円（前年同期比18.9%増）、経常利益811,700千円（前年同期比18.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は530,760千円（前年同期比17.0%増）となりました。

なお、当社は終活事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績の記載をしておりません。

(2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は353,869千円(ソフトウェア仮勘定を含む)であり、その主なものは次のとおりであります。

なお、これらの所要資金は、主に自己資金で賄っております。

当連結会計年度に完成した主要設備

|        |          |
|--------|----------|
| 建物     | 3,087千円  |
| 工具器具備品 | 21,493千円 |
| ソフトウェア | 24,159千円 |

当連結会計年度において継続中の主要な設備

|           |           |
|-----------|-----------|
| ソフトウェア仮勘定 | 300,778千円 |
|-----------|-----------|

(4) 重要な組織再編等

該当事項はありません。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ①企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分             | 第37期         | 第38期         | 第39期         | 第40期<br>(当連結会計年度) |
|-----------------|--------------|--------------|--------------|-------------------|
| 売 上 高           | 3,238,413 千円 | 3,826,139 千円 | 5,004,242 千円 | 5,859,844 千円      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 180,215 千円   | 361,155 千円   | 453,630 千円   | 530,760 千円        |
| 1株当たり当期純利益      | 4.66 円       | 9.30 円       | 11.87 円      | 14.09 円           |
| 総 資 産           | 4,009,174 千円 | 4,074,551 千円 | 4,317,699 千円 | 4,048,534 千円      |
| 純 資 産           | 3,699,157 千円 | 3,660,637 千円 | 3,387,664 千円 | 3,152,842 千円      |

### ②当社の財産及び損益の状況

| 区 分        | 第37期         | 第38期         | 第39期         | 第40期<br>(当事業年度) |
|------------|--------------|--------------|--------------|-----------------|
| 売 上 高      | 3,132,250 千円 | 3,649,641 千円 | 4,302,608 千円 | 4,954,105 千円    |
| 当 期 純 利 益  | 161,927 千円   | 401,068 千円   | 523,839 千円   | 602,042 千円      |
| 1株当たり当期純利益 | 4.19 円       | 10.33 円      | 13.70 円      | 15.99 円         |
| 総 資 産      | 3,947,139 千円 | 3,947,881 千円 | 4,257,949 千円 | 4,076,213 千円    |
| 純 資 産      | 3,692,823 千円 | 3,690,025 千円 | 3,487,790 千円 | 3,330,912 千円    |

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により算出しております。

## (6) 対処すべき課題

### ① クロスユースの強化

顧客データベースの精度を高めることで、顧客のニーズを的確に分析し、これを通じてサービスのクロスユース（複数利用）を図ります。終活領域に関するあらゆる情報を有機的に活用し、終活に関する全ナレッジを高め続けることを通じて持続的な信頼構築を図ります。

そのためには、顧客のライフイベントに合わせて、適切なタイミングでの情報発信につとめ、顧客接点の拡充を図ることで潜在的なニーズを掴み、よりよいサービス提供を目指します。

### ② 集客チャネルの多様化

介護や相続などすでに課題が明確である顧客の獲得に加え、さまざまな企業や団体との積極的なアライアンスによって終活の入り口からの顧客接点の拡充を図ってまいります。また、リアル店舗を含むオフラインおよびオンラインの両面により顧客のご相談を受ける接点を複線化いたします。さらに介護施設などとの接点強化の取り組みを通して、顧客課題の明確化とソリューションの提供につとめてまいります。

### ③ 「家族の終活」を中心とした新サービスの拡充

高齢化社会の進行が確実とみられているなか、生前における課題がまだまだ顕在化されていない状況にあります。社会構造の変化や人々の価値観の変化にともなって、今後は課題解決のニーズが急速に顕在化していくものと考えられます。こうした大きな潜在的ニーズに対して常に先手を打ち、老後の不安解消、遺族の負担軽減などの課題解決サービスを拡充することにつとめます。

### ④ 企業信頼性の向上

顧客の課題解決のため、クロスユースの強化、集客チャネルの多様化および新たなサービスの拡充により終活インフラの整備につとめます。また、持続的に成長するため、顧客に対する信頼性、ブランド価値や知名度の向上に加え、顧客の記憶に残るサービス提供への取り組みが重要であると考えています。終活市場においては、家族や遺族といった強い絆を有する性質があることから、一つ一つのサービス提供において確かな信頼を獲得することが、次世代の新規顧客を獲得することにつながると考えます。このため、当社では、より一層誠実な顧客対応を行い、公正で有益なサービスの提供につとめることを通じ、終活インフラの社会への浸透を目指します。

(7) 主要な事業内容 (2024年1月31日現在)

| 事業   | 主要製品及び事業内容                   |
|------|------------------------------|
| 終活事業 | ポータルサイトの運営、WEB制作や各種コンサルティング等 |

(8) 主要な営業所及び使用人の状況 (2024年1月31日現在)

① 主要な営業所

| 名称 | 所在地    |
|----|--------|
| 本社 | 東京都中央区 |

② 使用人の状況

| 使用人数  | 前期比増減 |
|-------|-------|
| 165 名 | +1 名  |

(注) 上記使用人数には、使用人兼務取締役、契約社員及び臨時従業員（パートタイマー、顧問及び派遣社員）48名は含んでおりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

| 会社名               | 資本金   | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容    |
|-------------------|-------|----------|------------|
| 株式会社ハウスポートクラブ     | 20百万円 | 50.2%    | 海洋散骨事業     |
| 株式会社エイジプラス        | 50百万円 | 100.0%   | 介護施設あっせん事業 |
| 株式会社鎌倉新書ライフパートナーズ | 25百万円 | 100.0%   | 総合保険代理店業   |

(10) 主要な借入先 (2024年1月31日現在)

| 借入先        | 借入額       |
|------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行 | 21,104 千円 |
| 朝日信用金庫     | 26,880 千円 |

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2024年1月31日現在）

- |                |                                   |
|----------------|-----------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 96,000,000株                       |
| (2) 発行済株式の総数   | 39,041,200株<br>(自己株式1,988,124株含む) |
| (3) 株主数        | 7,727名                            |
| (4) 大株主（上位10名） |                                   |

| 株主名                                | 持株数          | 持株比率   |
|------------------------------------|--------------|--------|
| 清水 祐孝                              | 11,383,944 株 | 30.7 % |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）            | 3,457,000    | 9.3    |
| 株式会社かまくらホールディングス                   | 3,200,000    | 8.6    |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）                 | 2,944,900    | 7.9    |
| THE BANK OF NEW YORK 133652        | 1,696,400    | 4.6    |
| 管理信託（A019）受託者 株式会社SMBC信託銀行         | 1,600,000    | 4.3    |
| 管理信託（A020）受託者 株式会社SMBC信託銀行         | 1,600,000    | 4.3    |
| 住友生命保険相互会社                         | 1,000,000    | 2.7    |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 | 693,700      | 1.9    |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託B口）                | 564,500      | 1.5    |

（注）持株比率は、自己株式（1,988,124株）を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2024年1月31日現在）

| 地位             | 氏名      | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                    |
|----------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長CEO     | 清水 祐 孝  | 内部監査室 管掌<br>公益財団法人つなぐいのち基金 理事<br>株式会社ハウスポートクラブ 取締役<br>株式会社エイジプラス 取締役                                                                                                                            |
| 代表取締役社長COO     | 小林 史 生  | 事業部門、プロダクト開発部門 管掌<br>株式会社ハウスポートクラブ 取締役<br>株式会社エイジプラス 代表取締役                                                                                                                                      |
| 取締役CFO         | 鍋 田 英 之 | コーポレート部門、経営企画部門、個人情報セキュリティ室 管掌<br>株式会社鍋田ビジネスパートナーズ 代表取締役<br>鍋田公認会計士事務所 所長<br>株式会社スタイラジー 監査役<br>公益財団法人つなぐいのち基金 監事<br>イシン株式会社 監査役<br>株式会社ハウスポートクラブ 監査役<br>株式会社エイジプラス 監査役<br>株式会社鎌倉新書ライフパートナーズ 監査役 |
| 取締役            | 余 語 邦 彦 | ビジネス・ブレイクスルー大学大学院教授                                                                                                                                                                             |
| 取締役<br>(監査等委員) | 新 森 公 夫 | 新森公認会計士事務所 所長                                                                                                                                                                                   |
| 取締役<br>(監査等委員) | 河 合 順 子 | 弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所 弁護士<br>株式会社マツキヨココカラ&カンパニー 社外取締役<br>サムティ株式会社 社外取締役                                                                                                                               |
| 取締役<br>(監査等委員) | 植 松 則 行 | 有限会社エス・ユー・コンサルタント 代表取締役<br>国際マネジメントシステム認証機構株式会社 監査役<br>植松公認会計士事務所 所長<br>サイボウズ株式会社 監査役                                                                                                           |

- (注) 1. 取締役余語邦彦氏、取締役（監査等委員）新森公夫氏、同河合順子氏、同植松則行氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役余語邦彦氏、取締役（監査等委員）新森公夫氏、同河合順子氏、同植松則行氏を、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役余語邦彦氏は、複数の上場会社の経営に携わっており、豊富な経験と幅広い見識を有しております。
4. 取締役（監査等委員）新森公夫氏は、常勤監査等委員であります。監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるために、質の高い社内情報の収集及び会計監査人・内部統制所管部門等との連携を可能とすべく、常勤の監査等委員を選定しております。なお、同氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員）河合順子氏は、弁護士の資格を有しており、主に企業法務の分野を専門分野としております。
6. 取締役（監査等委員）植松則行氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 2022年2月10日に指名報酬諮問委員会が設置され、取締役（監査等委員）新森公夫氏が委員長、取締役余語邦彦氏及び代表取締役社長COO小林史生氏が委員をそれぞれ務めております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結しております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

### ① 被保険者の範囲

当社の取締役、子会社の取締役及び監査役、執行役員並びに管理職等の従業員であります。

### ② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を賠償するものであります。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担することとしております。

## (4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）を取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。なお、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について構成員の過半数が社外取締役である指名報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

#### ア. 取締役の報酬等の決定に関する基本方針

当社の取締役の報酬は、中長期的な企業価値向上を図り優秀な人材を確保・維持できるインセンティブとして十分に機能するような報酬制度とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては透明性及び公正性を重視することを基本方針としております。

#### イ. 個人別の報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、固定報酬のみで構成するものとし、固定報酬は経済情勢や当社の成長率を踏まえた報酬水準や職責等を総合的に勘案して決定するものとしております。

取締役（監査等委員）についても同様に、監査を行う立場であるとの観点から固定報酬のみとしております。

#### ウ. 個人別の報酬の額の決定手続きに関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬額は、代表取締役が案を作成して、取締役会で協議・決定するものとしております。取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内において、役位、職責、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員）の報酬額については、監査等委員である取締役の協議にて決定するものとしております。

#### ② 取締役の報酬等の総額等

| 役員区分                       | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額（千円）     |        |       | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|----------------------------|--------------------|--------------------|--------|-------|-----------------------|
|                            |                    | 固定報酬               | 業績連動報酬 | 退職慰労金 |                       |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 108,264<br>(7,999) | 108,264<br>(7,999) | —      | —     | 4<br>(1)              |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 13,800<br>(13,800) | 13,800<br>(13,800) | —      | —     | 3<br>(3)              |

- (注) 1. 報酬等の総額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額については、2017年4月21日開催の第33期定時株主総会決議において、年250百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名（うち社外取締役1名）であります。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額については、2020年4月17日開催の第36期定時株主総会決議において、年30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名であります。

#### (5) 社外役員に関する事項

##### ①重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・取締役余語邦彦氏は、ビジネス・ブレイクスルー大学大学院教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）新森公夫氏は、新森公認会計士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）河合順子氏は、弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所弁護士、株式会社ブルーライン・パートナーズ社外監査役、株式会社マツキヨココカラ&カンパニー社外取締役及びサムティ株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。



- ・取締役（監査等委員）植松則行氏は、植松公認会計士事務所所長、有限会社エス・ユー・コンサルタント代表取締役、国際マネジメントシステム認証機構株式会社監査役及びサイボウズ株式会社の監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況と役割

| 区分             | 氏名    | 主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った活動の概要                                                                                                                                |
|----------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役          | 余語 邦彦 | 当事業年度に開催した取締役会15回すべてに出席し、複数の上場会社の経営に携わった長年の豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営全般に対する助言並びに当社組織及び事業に対する多角的な見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べる等、当社の社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。 |
| 社外取締役<br>監査等委員 | 新森 公夫 | 当事業年度に開催した取締役会15回すべてに出席し、また監査等委員会16回すべてに出席し、取締役会において、公認会計士としての専門的見地からの意見やアドバイスを述べ、また、監査等委員会において監査結果及び監査に関する重要事項について意見を述べる等、当社の社外取締役・監査等委員として期待される役割を適切に果たしております。       |
| 社外取締役<br>監査等委員 | 河合 順子 | 当事業年度に開催した取締役会15回すべてに出席し、また監査等委員会15回に出席し、取締役会において、弁護士としての専門的見地からの意見やアドバイスを述べ、また、監査等委員会において監査結果及び監査に関する重要事項について意見を述べる等、当社の社外取締役・監査等委員として期待される役割を適切に果たしております。            |
| 社外取締役<br>監査等委員 | 植松 則行 | 当事業年度に開催した取締役会15回すべてに出席し、また監査等委員会16回すべてに出席し、取締役会において、公認会計士としての専門的見地からの意見やアドバイスを述べ、また、監査等委員会において監査結果及び監査に関する重要事項について意見を述べる等、当社の社外取締役・監査等委員として期待される役割を適切に果たしております。       |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

なぎさ監査法人

(注) 2023年4月21日開催の第39期定時株主総会において、新たになぎさ監査法人が当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であったEY新日本有限責任監査法人は退任致しました。

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                     | 支払額      |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る報酬等の額                       |          |
| イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額          | 18,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制整備の基本方針として、以下のような内部統制システム整備の基本方針を定めております（以下、当社及び子会社を総じて「グループ全社」という。）。

1. グループ全社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社はコンプライアンス規程を策定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
  - (2) グループ全社の取締役及び使用人に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に行う。
  - (3) 内部通報制度の利用を促進し、グループ全社における法令・定款違反等又はそのおそれのある事実の未然防止・早期発見に努める。
  - (4) 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、コンプライアンス規程に従って、取締役会に報告のうえ、外部専門家と協力しながら対応に努める。
  - (5) グループ全社の取締役及び使用人の法令・定款違反等の行為については就業規則等に基づき、適正に処分を行う。
  - (6) 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、コンプライアンス委員会が原因の究明及び再発防止策の策定を行い、内部統制委員会が取締役及び使用人に対する再発防止策の周知徹底を行う。
  - (7) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、グループ全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
2. グループ全社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 情報セキュリティ管理規程に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化するとともに、情報セキュリティガイドラインを制定し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。
  - (2) 取締役の職務に関する各種の文書及び帳票類等については、適用ある法令及び文書管理規程に基づき適切に作成するとともに、保存し、管理する。
  - (3) 取締役の職務の執行に必要な、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録又は事業運営上の重要事項に関する決裁書類等の文書については、取締役が常時閲覧し得るものとする。
3. グループ全社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 当社は、リスクを適切に認識し、管理するための規程としてリスク管理規程を制定し、想定されるリスクに応じて有事に備えるとともに、グループ全社において有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。

- (2) リスク管理に関する当社の方針の策定、リスク対策の実施状況の点検及びフォロー並びにリスクが顕在化した時のコントロールを行うためにリスク対策委員会を設置する。リスク対策委員会は、審議・活動の内容を定期的に取り締役会に報告する。
  - (3) グループ全社の取締役及び使用人に対して、リスク管理に関する教育・研修を継続的に行う。
4. グループ全社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) グループ全社は、各社における業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化を図る。グループ全社の各部門は、関連するスタッフ部門の支援の下で、これを実施する。
  - (2) 会社の意思決定方法については、グループ全社それぞれで職務権限規程において明文化し、重要性に応じた意思決定を行う。
  - (3) 職務執行に関する権限及び責任については、グループ全社それぞれで業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、業務を適正かつ効率的に行う。
  - (4) これらの業務運営状況について、内部監査室による内部監査を実施し、その状況を把握し、改善を図る。
5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 子会社管理規程を作成し、子会社を管理する体制の整備及び報告事項を定める。
  - (2) 子会社に取締役を派遣し、子会社の取締役の業務執行を監視する。派遣された取締役は、業務執行について、当社の方針に沿った経営に努めるものとする。
  - (3) 子会社は、取締役会にて重要な決議をする場合は、事前に当社の決裁を得るものとする。
  - (4) 子会社は、当社が策定した経営方針・経営計画を踏まえ、子会社の権限と責任を明確にしたうえで、各事業の特性等を踏まえた自律的な経営を行うものとする。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- (1) 監査等委員会は、内部監査室をして、その監査業務に協力させることができる。
  - (2) 監査等委員会は、監査業務に必要な補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）の設置（地位や人数の設定を含む。）を指定することができる。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

7. 補助使用人の他の取締役からの独立性並びに監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - (1) 補助使用人の人事異動、人事評価及び懲戒処分を行う場合は、監査等委員会の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものとする。
  - (2) 補助使用人は、監査等委員会の指示に基づく業務を行うに際しては、所属する上長の指揮命令を受けないものとするとともに、内部監査室をはじめとする執行部門の有する調査権限を有し、必要に応じて取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席することができるものとする。
8. 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - (1) 当社の取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員会に報告する。
  - (2) 当社の取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
  - (3) 当社は、監査等委員会への報告を行った当社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。
9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 監査等委員会は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
  - (2) 監査等委員は、取締役会のほか、必要に応じて経営会議その他の重要な会議に出席する。
  - (3) 監査等委員会は、必要に応じて監査法人と意見交換を行う。
  - (4) 監査等委員会は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
  - (5) 監査等委員会は、定期的に内部監査室長と意見交換を行い、連携の強化を図る。

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社では、内部監査室による業務監査及び内部統制監査を通して、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価及び改善を実施しております。

また、上記体制の下、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性評価」を行っております。当事業年度につきましては、開示すべき重要な不備及び欠陥は発見されておりません。

(2) コンプライアンス

当社では、法令遵守体制の点検・強化を推進するため「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、適切に対処することができる仕組みを講じております。

(3) リスク管理

当社では、当社に関わる様々なリスクを一元的に予防、管理すること、またリスクが発生した場合には、迅速かつ的確な対応をすることを目的として、代表取締役を委員長としたリスク対策委員会を設置しております。

(4) 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。

なお、当事業年度につきましては、取締役会を15回開催しております。

(5) 取締役（監査等委員）の職務執行

当社は、監査等委員会規則に基づき、原則として月1回、監査等委員会を開催しており、当事業年度においては、監査等委員会を16回開催しました。監査等委員会では、監査計画の策定及びその実施状況について定期的に情報を共有するとともに、内部監査室及び監査法人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図っております。また、監査等委員会は、当社の取締役会への出席や代表取締役との定期的な面談に加え、監査等委員の職務を補助すべき使用人2名を指名し、経営会議等の重要な会議への出席を行っております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2024年1月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	3,094,380	流動負債	819,141
現金及び預金	1,992,348	買掛金	363
売掛金	1,037,007	1年内返済予定の 長期借入金	7,080
製品	1,662	未払金	427,116
仕掛品	389	未払法人税等	188,471
貯蔵品	179	未払消費税等	46,136
前払費用	77,744	前受金	130,585
その他	6,020	預り金	17,442
貸倒引当金	△20,971	その他	1,946
固定資産	954,154	固定負債	76,550
有形固定資産	232,972	長期借入金	40,904
建物	183,092	退職給付に係る負債	34,392
構築物	2,388	長期前受金	1,254
工具器具備品	42,775		
船舶	1,959		
その他	2,755	負債合計	895,692
無形固定資産	443,516	[純資産の部]	
ソフトウェア	75,852	株主資本	3,148,752
ソフトウェア仮勘定	307,897	資本金	1,057,481
のれん	59,563	資本剰余金	1,017,481
その他	202	利益剰余金	2,409,876
投資その他の資産	277,666	自己株式	△1,336,086
投資有価証券	363	新株予約権	786
長期前払費用	54,523	非支配株主持分	3,303
繰延税金資産	46,523		
敷金及び保証金	144,696		
その他	31,560	純資産合計	3,152,842
資産合計	4,048,534	負債・純資産合計	4,048,534

連結損益計算書

(2023年2月1日から
2024年1月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額	
売上高		5,859,844
売上原価		2,302,898
売上総利益		3,556,945
販売費及び一般管理費		2,740,725
営業利益		816,219
営業外収益		
受取利息	1,940	
為替差益	3,578	
その他	634	6,154
営業外費用		
支払利息	2,257	
支払手数料	8,415	10,672
経常利益		811,700
特別利益		
新株予約権戻入益	25	25
特別損失		
固定資産除却損	3,312	
固定資産売却損	697	4,010
税金等調整前当期純利益		807,715
法人税、住民税及び事業税	283,875	
法人税等調整額	△257	283,617
当期純利益		524,098
非支配株主に帰属する当期純損失		6,662
親会社株主に帰属する当期純利益		530,760

連結株主資本等変動計算書

(2023年2月1日から
2024年1月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,057,089	1,017,089	1,974,067	△671,359	3,376,886
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	392	392			784
剰 余 金 の 配 当			△94,951		△94,951
親会社株主に帰属する当期純利益			530,760		530,760
自己株式の取得				△664,727	△664,727
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-
当 期 変 動 額 合 計	392	392	435,809	△664,727	△228,134
当 期 末 残 高	1,057,481	1,017,481	2,409,876	△1,336,086	3,148,752

	新株予約権	非支配株主持分	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	811	9,966	3,387,664
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			784
剰 余 金 の 配 当			△94,951
親会社株主に帰属する当期純利益			530,760
自己株式の取得			△664,727
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△25	△6,662	△6,687
当 期 変 動 額 合 計	△25	△6,662	△234,821
当 期 末 残 高	786	3,303	3,152,842

~~~~~  
(注) 本連結計算書類中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

### I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の状況

① 連結子会社の数 3社

② 連結子会社の名称 株式会社ハウスボートクラブ

株式会社エイジプラス

株式会社鎌倉新書ライフパートナーズ

##### ③ 連結範囲の変更

当連結会計年度より、新たに設立した株式会社鎌倉新書ライフパートナーズを連結の範囲に含めております。

##### (2) 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等  
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

###### ② 棚卸資産

a. 製品、仕掛品

移動平均法による原価法

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

b. 貯蔵品

最終仕入原価法

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産 定率法。ただし1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|        |       |
|--------|-------|
| 建物     | 7～24年 |
| 工具器具備品 | 3～15年 |
| 船舶     | 7～9年  |

②無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### ①退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

### ②のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、その年数で均等償却しております。

## (5) 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

## II. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

## III. 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

(単位:千円)

|               | 売上高       |
|---------------|-----------|
| 終活事業          |           |
| お墓事業          | 2,119,988 |
| 葬祭事業          | 1,089,988 |
| 仏壇事業          | 283,940   |
| 相続事業          | 724,549   |
| 介護事業          | 564,333   |
| 官民協働事業        | 491,874   |
| その他           | 522,593   |
| 終活関連書籍出版事業    |           |
| 書籍事業          | 62,575    |
| 顧客との契約から生じる収益 | 5,859,844 |
| その他の収益        | —         |
| 外部顧客への売上高     | 5,859,844 |

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社における主な顧客との契約から生じる収益の内容は以下のとおりであります。終活事業の各サービスの収益は、主に成約手数料収益と広告掲載料収益があります。

成約手数料収益については、優良事業者に顧客を紹介し、事業者と顧客が成約した時に履行義務が充足されると判断し、成約時に収益を認識しております。

また、広告掲載料収益については、広告掲載期間にわたり履行義務が充足されると判断し、広告掲載期間にわたり収益を認識しております。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

## 3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

|                            | 当連結会計年度   |
|----------------------------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権(期首残高)<br>売掛金 | 798,750千円 |
| 顧客との契約から生じた債権(期末残高)<br>売掛金 | 1,037,007 |
| 契約負債(期首残高)<br>前受金          | 137,132   |
| 契約負債(期末残高)<br>前受金          | 130,585   |

当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は137,132千円であります。

### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

## IV. 会計上の見積りに関する注記

### (1) のれんの評価

- ①当連結会計年度末の連結計算書類に計上した金額  
のれん 59,563千円

②会計上の見積りの内容の理解に資するその他の情報

のれんを含む資産グループに減損の兆候があると認められる場合は、減損損失の認識の要否を判定し、判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上しております。以上の方針に従い検討した結果、当連結会計年度において、当該のれんに減損の兆候はないと判断しております。のれんの減損の兆候の有無の判定においては、主にのれんが帰属する資産グループから生じる営業損益及び将来の事業計画を用いており、将来の事業計画には成長率及び損益率といった主要な仮定が用いられております。そのため、上記仮定に変化が生じた場合には、翌年度の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

V. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 165,293千円

VI. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 39,041,200株

2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,988,124株

3. 新株予約権に関する事項

当連結会計年度末における当社から発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 808,900株

4. 配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当

| 決議             | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株あたりの配当額 | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------|-------|-------|--------|-----------|----------------|----------------|
| 2023年<br>4月21日 | 普通株式  | 利益剰余金 | 94百万円  | 2.5円      | 2023年<br>1月31日 | 2023年<br>4月24日 |

当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2024年4月19日開催の第40期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

| 決議             | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株あたりの配当額 | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------|-------|-------|--------|-----------|----------------|----------------|
| 2024年<br>4月19日 | 普通株式  | 利益剰余金 | 148百万円 | 4.0円      | 2024年<br>1月31日 | 2024年<br>4月22日 |

## VII. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは人員計画や設備投資計画に照らして、必要な資金を主に自己資本を基本としております。資金運用については安全性の高い銀行預金等に限定しており、投機目的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を確認することにより、リスクの低減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。これらは流動性リスクに晒されておりますが、当社は資金繰り予測を作成する等の方法により管理しております。

借入金は、主に一部の連結子会社による設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|                               | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価     | 差額     |
|-------------------------------|----------------|--------|--------|
| (1) 長期借入金<br>(1年以内返済長期借入金を含む) | 47,984         | 46,283 | △1,700 |
| 負債計                           | 47,984         | 46,283 | △1,700 |

(注)「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分                        | 時価   |        |      | 合計     |
|---------------------------|------|--------|------|--------|
|                           | レベル1 | レベル2   | レベル3 |        |
| 長期借入金<br>(1年以内返済長期借入金を含む) | －    | 46,283 | －    | 46,283 |
| 負債計                       | －    | 46,283 | －    | 46,283 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の将来キャッシュ・フローを返済期日までの期間にわたり、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### VIII. 1株当たり情報に関する注記

|            |        |
|------------|--------|
| 1株当たり純資産額  | 84円98銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 14円09銭 |

#### IX. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。



# 貸借対照表

(2024年1月31日現在)

(単位 千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>[資産の部]</b>   |                  | <b>[負債の部]</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>3,086,609</b> | <b>流動負債</b>     | <b>710,908</b>   |
| 現金及び預金          | 1,767,232        | 買掛金             | 363              |
| 売掛金             | 939,485          | 未払金             | 361,352          |
| 製品              | 1,662            | 未払消費税等          | 36,971           |
| 仕掛品             | 389              | 未払法人税等          | 187,485          |
| 貯蔵品             | 179              | 前受金             | 109,098          |
| 前払費用            | 62,999           | 預り金             | 15,638           |
| 短期貸付金           | 320,000          |                 |                  |
| 関係会社未収入金        | 8,103            | <b>固定負債</b>     | <b>34,392</b>    |
| その他             | 7,528            | 退職給付引当金         | 34,392           |
| 貸倒引当金           | △20,971          |                 |                  |
| <b>固定資産</b>     | <b>989,603</b>   | <b>負債合計</b>     | <b>745,300</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>203,541</b>   | <b>[純資産の部]</b>  |                  |
| 建物              | 164,912          | <b>株主資本</b>     | <b>3,330,126</b> |
| 工具器具備品          | 38,629           | 資本金             | 1,057,481        |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>370,818</b>   | 資本剰余金           | 1,017,481        |
| ソフトウェア          | 68,041           | 資本準備金           | 1,017,481        |
| ソフトウェア仮勘定       | 302,573          | 利益剰余金           | 2,591,250        |
| その他             | 202              | 利益準備金           | 28,280           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>415,243</b>   | その他利益剰余金        | 2,562,970        |
| 投資有価証券          | 363              | 繰越利益剰余金         | 2,562,970        |
| 関係会社株式          | 161,789          | 自己株式            | △1,336,086       |
| 長期前払費用          | 41,066           | <b>新株予約権</b>    | <b>786</b>       |
| 繰延税金資産          | 46,523           |                 |                  |
| 敷金及び保証金         | 133,961          |                 |                  |
| 出資金             | 30,000           |                 |                  |
| その他             | 1,540            | <b>純資産合計</b>    | <b>3,330,912</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>4,076,213</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>4,076,213</b> |

# 損益計算書

(2023年2月1日から  
2024年1月31日まで)

(単位 千円)

| 科 目          | 金 額     |           |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高          |         | 4,954,105 |
| 売上原価         |         | 1,820,639 |
| 売上総利益        |         | 3,133,465 |
| 販売費及び一般管理費   |         | 2,242,313 |
| 営業利益         |         | 891,152   |
| 営業外収益        |         |           |
| 受取利息         | 1,937   |           |
| 為替差益         | 3,599   |           |
| その他          | 384     | 5,921     |
| 営業外費用        |         |           |
| 支払手数料        | 8,415   | 8,415     |
| 経常利益         |         | 888,658   |
| 特別利益         |         |           |
| 新株予約権戻入益     | 25      | 25        |
| 特別損失         |         |           |
| 固定資産除却損      | 3,312   |           |
| 固定資産売却損      | 697     | 4,010     |
| 税引前当期純利益     |         | 884,673   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 282,889 |           |
| 法人税等調整額      | △257    | 282,631   |
| 当期純利益        |         | 602,042   |

# 株主資本等変動計算書

(2023年2月1日から  
2024年1月31日まで)

(単位 千円)

|                     | 株主資本      |           |           |        |                     |           |            |           |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|--------|---------------------|-----------|------------|-----------|
|                     | 資本金       | 資本剰余金     |           | 利益剰余金  |                     |           | 自己株式       | 株主資本合計    |
|                     |           | 資本準備金     | 資本剰余金合計   | 利益準備金  | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計   |            |           |
| 当期首残高               | 1,057,089 | 1,017,089 | 1,017,089 | 28,280 | 2,055,879           | 2,084,159 | △671,359   | 3,486,978 |
| 当期変動額               |           |           |           |        |                     |           |            |           |
| 新株の発行               | 392       | 392       | 392       |        |                     |           |            | 784       |
| 剰余金の配当              |           |           |           |        | △94,951             | △94,951   |            | △94,951   |
| 当期純利益               |           |           |           |        | 602,042             | 602,042   |            | 602,042   |
| 自己株式の取得             |           |           |           |        |                     |           | △664,727   | △664,727  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |           |           |           |        |                     |           |            | -         |
| 当期変動額合計             | 392       | 392       | 392       | -      | 507,090             | 507,090   | △664,727   | △156,852  |
| 当期末残高               | 1,057,481 | 1,017,481 | 1,017,481 | 28,280 | 2,562,970           | 2,591,250 | △1,336,086 | 3,330,126 |

|                     | 新株予約権 | 純資産合計     |
|---------------------|-------|-----------|
| 当期首残高               | 811   | 3,487,790 |
| 当期変動額               |       |           |
| 新株の発行               |       | 784       |
| 剰余金の配当              |       | △94,951   |
| 当期純利益               |       | 602,042   |
| 自己株式の取得             |       | △664,727  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △25   | △25       |
| 当期変動額合計             | △25   | △156,877  |
| 当期末残高               | 786   | 3,330,912 |

(注) 本計算書類中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

① 子会社株式 …………… 移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …………… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 製品、仕掛品 …………… 移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 貯蔵品 …………… 最終仕入原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 …… 定率法。ただし1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～24年

工具器具備品 3～15年

(2) 無形固定資産 …… 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### 4. 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、連結注記表の「収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

#### 5. 会計上の見積りに関する注記

（関係会社株式の評価）

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 161,789千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、計算書類の作成にあたり、市場価格のない関係会社株式については、実質価額と取得価額を比較し、株式の実質価額が著しく下落している場合には、将来の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減額する方針としております。

なお、当事業年度においては、実質価額が取得価額に比べ著しく下落した関係会社株式はなく、減損処理が必要な関係会社株式はないと判断いたしました。そのため、回復可能性の見積りは行っておりません。

今後、関係会社の事業環境等が変動することにより、関係会社株式の実質価額を著しく低下させる変化が生じた場合、翌事業年度の計算書類の関係会社株式、関係会社株式評価損に影響を与える可能性があります。

## II. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

## III. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において独立掲記しておりました「流動資産」の「仮払金」1,415千円は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

## IV. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## V. 貸借対照表に関する注記

|                                    |           |
|------------------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                  | 134,016千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分掲記したものを除く) |           |
| 短期金銭債権                             | 320,000千円 |

## VI. 損益計算書に関する注記

子会社との取引高

子会社との取引高は下記のとおりです。

営業取引による取引高

|      |         |
|------|---------|
| 売上高  | 2,228千円 |
| 売上原価 | 3,534千円 |

## VII. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

|      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 1,988,124株 |
|------|------------|

### VIII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

|           |            |
|-----------|------------|
| 未払事業税     | 11,028千円   |
| 資産除去債務    | 21,770 //  |
| 棚卸資産評価損   | 618 //     |
| 有価証券評価損   | 4,078 //   |
| 関係会社株式評価損 | 14,414 //  |
| 貸倒引当金     | 6,421 //   |
| 退職給付引当金   | 10,530 //  |
| その他       | 3,612 //   |
| 繰延税金資産小計  | 72,474千円   |
| 評価性引当額    | △25,951 // |
| 繰延税金資産合計  | 46,523千円   |

### IX. 関連当事者との取引に関する注記

#### 子会社等

| 種類  | 会社等の名称  | 所在地    | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業  | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係                      | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目    | 期末残高(千円) |
|-----|---------|--------|--------------|------------|----------------|--------------------------------|-------|----------|-------|----------|
| 子会社 | ㈱エイジプラス | 東京都中央区 | 50,000       | 介護施設あっせん事業 | 100.0%         | 資金の貸付<br>人員の outgoing<br>役員の兼任 | 資金の貸付 | 320,000  | 短期貸付金 | 320,000  |

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

### X. 1株当たり情報に関する注記

|            |        |
|------------|--------|
| 1株当たり純資産額  | 89円87銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 15円99銭 |

### XI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年3月21日

株式会社鎌倉新書  
取締役会 御中

なぎさ監査法人

大阪府 大阪市

代表社員 公認会計士 山根 武夫  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 西井 博生  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社鎌倉新書の2023年2月1日から2024年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鎌倉新書及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年3月21日

株式会社 鎌倉新書  
取締役会 御中

なぎさ監査法人

大阪府大阪市

代表社員 公認会計士 山根 武夫  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 西井 博生  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鎌倉新書の2023年2月1日から2024年1月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書

## 監査報告書

当監査等委員会は、2023年2月1日から2024年1月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、会社の取締役及び使用人を通じて子会社の事業報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人なぎさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人なぎさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年3月21日

株式会社鎌倉新書 監査等委員会

監査等委員 新 森 公 夫 ㊟

監査等委員 河 合 順 子 ㊟

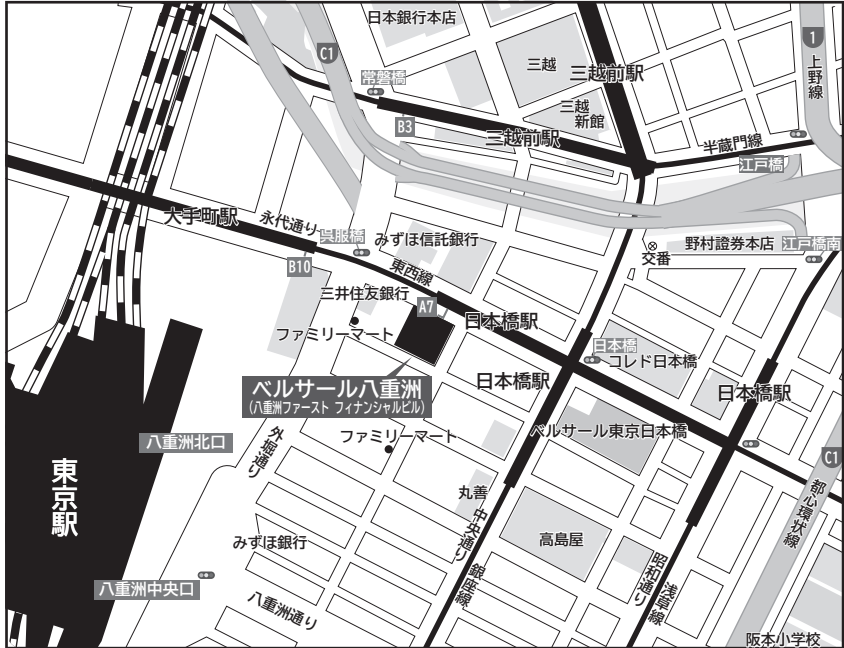
監査等委員 植 松 則 行 ㊟

(注) 監査等委員新森公夫氏、同河合順子氏及び同植松則行氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区八重洲一丁目3番7号  
八重洲ファーストフィナンシャルビル2F  
ベルサール八重洲 A+B+Cルーム



<交通のご案内>

● JR線

東京駅八重洲北口 徒歩4分

● 地下鉄

丸ノ内線・東西線・千代田線・半蔵門線・三田線 大手町駅B10出口 徒歩2分  
東西線・銀座線・浅草線 日本橋駅A7出口直結  
半蔵門線・銀座線 三越前駅B3出口 徒歩4分

◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

◎新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。